

第 3 1 回平塚市景観審議会

- 1 日 時 令和 8 年 7 月 3 1 日 (金)
午前 1 0 時 0 0 分 ~ 午前 1 1 時 3 0 分
- 2 場 所 平塚市役所本館 4 階 4 1 0 会議室
- 3 出席委員 4 名
野原 卓、阿部 貴弘、田嶋 豊、野村 和宣
- 4 欠席委員 1 名
町田 怜子
- 5 平塚市出席者 まちづくり政策部 小澤部長
まちづくり政策課 平田課長
堂谷都市景観担当長
秋澤主任
鈴木主事
角田主査
- 6 会議の成立 平塚市景観規則第 4 5 条第 2 項により、委員の過半数の出席により会議は成立していることを報告
- 7 傍聴者 0 名
- 8 議 題
 - (1) 報告事項 景観審議会に諮る民間事業について (非公開)
 - (2) 報告事項 令和 8 年度の景観・屋外広告物施策について (公開)
 - (3) その他事項
湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン整備・管理運営事業完成報告 (公開)

[審議会開会 午前10時00分]

(会長)

では、次第をご覧いただきまして議題に入りたいと思います。

議題(1) 報告事項「景観審議会に諮る民間事業について」ということで、こちら事務局よりご説明をよろしくお願いいたします。

【議題(1)は非公開議事】

(会長)

続きまして、議題(2) 令和8年度の景観・屋外広告物施策について、事務局よりご説明よろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、令和8年度の景観・屋外広告物施策について、ご報告させていただきます。こちらは令和7年度の実績の報告を含みます。資料は右上に資料2と記載されたものとなります。

まず、令和8年度の景観屋外広告物施策については、こちらに記載の2つの施策となります。

1つ目が、東海道本通り線等の景観整備、2つ目が、景観法改正に伴う平塚市景観条例および平塚市景観規則の改正です。

また、令和8年度の実績についても、こちらにございます景観法、平塚市景観条例の届出通知の実績と、屋外広告物の許可件数および簡易除却件数についてご報告いたします。

まず、東海道本通り線等の景観整備についてです。こちらの景観整備の概要ですが、景観重点区域、歴史軸に位置しております東海道本通り線、見附町7号線について、景観重点区域にふさわしい道路空間を形成し、文化芸術ホールの整備により増加する来街者等が高麗山への眺望等を印象的に感じ、快適に移動できるよう整備を行うものでございます。

整備後の状況についてご紹介します。こちらは令和3年度に整備を完了しました東海道本通りの北側の歩道と見附町7号線となります。上段は整備前、下段が整備後の写真となります。まず左側の画像ですが、こちら東海道本通りの北側の歩道の舗装ですが、平塚宿の往時の道の質感や周辺環境との調和を重視した色彩としています。中央の画像につきましては、歩道橋を撤去し、通りのシンボルである高麗山の眺望を確保したものでございます。続きまして右側の画像、こちらは見附町7号線の歩道で、道路空間の再配分により、ゆったりとした歩道を整備いたしました。こちら整備前は、歩道の幅員が5.4メートルだったものを6.6メートルまで拡幅

してございます。

現在の取り組み状況に移ります。こちらは、まず青色で着色しております、東海道本通りの北側歩道と見附町7号線の整備がこちらご紹介しました通り、令和3年度に完了しております。次に赤色とオレンジ色で着色してあります部分ですが、東海道本通りの南側歩道および車道については、令和7年度に引込連系管の整備工事が完了し、令和8年度は入線、切替工事が行われています。さらに、オレンジ色の部分を除く赤色で着色されている歩道につきましては、令和9年度にかけて架空線、それから撤去抜柱工事、景観整備工事を予定しています。

続きまして黄色とオレンジ色で着色しております東海道本通りの車道の舗装につきましては、令和9年度からの工事を予定しております、現時点では全ての工事を令和10年度に完了する見込みであります。以上が東海道本通りの事業となります。

次に、景観法改正に伴う平塚市景観条例および平塚市景観規則の改正についてです。

令和8年11月26日までの6か月間で施行されます景観法の改正内容について、ご説明いたします。

こちらは広域景観形成の権限が規定されました。都道府県が市町村の区域を超えて一体的な景観形成を図るための広域基本方針というものを定めることができるようになりました。都道府県および関係市町村で構成される広域景観協議会というものを設置できる権限が規定されました。

2つ目です。景観整備推進法人の名称変更と対象拡大です。景観整備機構という現在の名称から景観整備推進法人に名称が変更されました。こちらの指定対象として従来の公益法人やNPO法人に加え、新たに良好な景観形成を目的とする会社が含まれるようになりました。

3つ目です。事務手続きの適正化とワンストップ化です。景観行政事務を処理する市町村長がこの事務を終了しようとする際に、都道府県知事との協議をして同意を得ること、および30日前の公示が義務付けられました。都市再生特別措置法の固有魅力維持向上区域内での届出、増改築等があった場合は景観法上の届出があったものとみなす連携規定が導入されました。

続きまして、4つ目は景観再生事業の規定です。景観計画に定める事項として、人口減少や老朽化により景観が損なわれている区域において所有者に代わって行う建造物の改修、管理、活用により景観を再生する事業、景観再生事業と呼びますが位置付けられました。

5つ目が再生協定の新設です。景観行政団体や景観整備推進法人が所有者等と景観再生事業の実施に関する再生協定を締結できるようになりました。この協定に基づき行う行為は、景観法上の届出・勧告等の対象外となります。

最後に景観整備推進法人の業務拡充と公有地の活用です。景観計画に定められた景観再生事業の実施および再生協定の締結が法人の業務として規定されました。業務追加として、推進法人が再生協定に基づき事業を行う場合、協定期間内に限り、

市町村等の普通財産を時価より低い対価で活用できる特例が適用されます。これに伴い法人は清掃等の管理義務を負うことになります。

今回の法改正によって、平塚市景観条例と平塚市景観規則の実質的な内容の改正はございませんが、以上の景観法の改正に伴いまして、平塚市景観条例の第10条、18条、22条、それから平塚市景観規則の第4節、41条、各様式等について、条ずれや文言の修正のため対応予定です。あわせて不要となった規則の一部を削除します。施行は年内を予定しておりまして、現在調整を行っているところとなっております。景観条例につきましては以上となります。

続きまして、景観法・平塚市景観条例に基づく届出通知の実績です。令和7年度の景観法および平塚市景観条例にかかる届出や通知の実績についてご紹介いたします。昨年度は民間施設では62件、公共施設では25件の合計87件の届出等がございました。

また、公共施設については届出等に該当しない一定規模未満の施設や施設整備、道路改良などの土木工事や屋外サイン等なんですけども、こちらについても事前協議15件を行っております。民間施設は景観計画区域内行為届出書、景観重点区域内行為届出書、および各変更届の受理件数を示しています。公共施設は景観計画区域内行為通知書、景観重点区域内行為届出書、および各変更届の受理件数を示しているものになります。こちらは、内訳をグラフにしたものになります。全54件のうち、新築および一部増築等を含めた共同住宅の届出が26件。工場内の新棟や倉庫が9件。店舗が3件、事務所が3件、老人ホームが2件、景観重点区域内の戸建てが2件、その他が9件となっています。その他の内容としては、長屋、葬祭場、こども園などとなっています。なお、これらの案件は全て事前協議を行い、必要に応じて指導助言を行うことで景観形成基準に適合しており、制度の円滑な運用がなされています。指導の内容としては、景観形成基準内の突出色など広い面で使用する場合は、周辺景観と調和した色彩となるよう、また住宅の周囲は網目フェンスなどの使用を避け、生垣化に努めるよう、やむを得ずフェンスを設置する場合はフェンスの外側に植栽を行うなどの指導助言を行っています。以上が届出状況となります。

続いて屋外広告物の許可件数および簡易除却件数についてご報告いたします。

まず簡易除却とは、屋外広告物法第7条（違反に対する措置）第4項に定められた、都道府県知事は違反にかかる張り紙、はり札等、広告旗または立看板等を自ら除却し、またはその命じた者もしくは委任した者に除却させることができるという規定と、神奈川県屋外広告物条例第49条の県民等の協力、知事は良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止するため、県民、事業者および市町村の協力を求めることができるという2つの基準に基づきまして、市職員やボランティアで違反した張り紙等を除却するものでございます。いずれも容易に取り外すことができる状態の違反屋外広告物が対象となっております。

こちらの令和7年度の実績がスライドの通りとなっております。まず、広告物等設置許可件数は全体で282件です。うち42件が新たに設置されたもの、240

件が以前からの許可をしていたものを継続して更新するものになります。また簡易除却の件数は全体で90件になります。こちらは例年まちづくり政策課の都市景観担当の職員が平塚駅周辺で実施している違反屋外広告物の除却活動によるものでございます。以上で令和8年度の報告を終わります。

（会長）

ありがとうございました。

では、ただいまのご報告につきまして、何かご質問やご意見ございましたら頂戴したいと思います。

（委員）

ご説明ありがとうございました。東海道本通り線で非常に景観向上が図られているなという印象を大変受けましたが、その一方でやはり、あそこを歩いてみると屋外広告物が、すごく気になります。この屋外広告物の令和7年度の実績を見ると、継続設置で240件という記載がございますが、その継続する際にその指導するような実績というか、そういうことの可能性というのはあるのですか。要は、京都などは、それでだいぶ景観が改善されたというお話もあったかなと思いますし、そのあたりについてお伺いできればと思います。

（事務局）

継続の時は、基本的にはこれまでの基準に適合しているかどうかというところで判断をしております。基本的にはその変更がない場合は、原則そのままというような状況になっております。何かこちら側からご指摘、判断を変える時には、明示的に、何かに基づいて判断を変えますということを対外的に示す必要があるということで、課題を持っております。

（委員）

ですので1回届出があって据え置いてしまうと、継続の時には基本的には変更がなければ、そのままでいいという、そういう運用になっているとのことです。

今後、特に重点区域については、これだけ景観向上が図られてきている中で、何か基準の明確化や対策について進めていけると、さらにこの景観向上が図られていくのではないかと期待しておりますので、そちらのご検討もあわせていただければと思います。

（事務局）

東海道本通りにつきましては、ご覧の通り、大きな看板の広告物が設置されている状況で、それにつきましては景観審議会でも、たくさんのご意見をいただいた中で、現実的には今の状況になってしまっているということは、こちらでも認識しています。

東海道本通り線、すぐにというわけにいかない部分もありますが、今日ご紹介させていただきました整備は、景観重点区域の歴史軸の中での整備となっており、さらに西側も歴史軸として区域設定をしておりますので、屋外広告物につきましても現在の整備効果等を含めて検証する必要があると認識しています。

今現在の景観計画も策定から、そろそろ20年という年月が経ちますので、景観計画とも照らし合わせ、改正の必要性も考えながら、進めていかなければと考えております。すぐに改正というわけにいきませんが、課題として捉えています。

（委員）

5ページの整備後、撤去後の写真があってすごくいいと思いますが、引き続き課題となっているところの写真も合わせてみると、良くなってる部分と引き続き課題がある部分が認識できるかと思いますので、後でお示しいただければと思います。

（会長）

他はいかがでしょうか。

（委員）

10枚目のスライドの届出の対応ですが、窓口のキャパシティーとしては、余裕があるのか限界なのか、どんな感じですか。景観法の届出です。

（事務局）

内容にもよりますが、今のところ対応できています。

（委員）

最初に届け出る対象行為を決めてから、もうすぐ20年で、運用しながら年間、決まったスタッフで何件ぐらい対応できるかというのが見えてきていると思います。

それと市内の景観上、もう少しこれは届出してもらわないとというのあれば、届出対象行為を見直す時期に来ているのかと思います。それは窓口がオーバーフローしてしまうと質が低下すると思うので、その辺も踏まえて行っていただきたいと思います。

（事務局）

窓口対応のやり方など色々と行政の方も色々な窓口の手続き、DX化など、そういったことも進んでいく中、景観は、どこまでできるのかというのがありますが、そういったところの効率化と言いますか、現状の届出件数も色々検証する時期に来ていると思いますので、そういったことも踏まえて考えていきたいと思います。

（会長）

ありがとうございます。

おそらく、意味合いが何段階があるので、先ほどの全体を通した時にそれぞれの段階で何を狙って行うのかで変わってくると思いますが、例えば、きちんと協議しようと思って、今のような話で、キャパシティが超えてしまうと厳しいので、運用も絞っていかないといけないと思います。

一方で、開発や建設する事業者に、景観に関して認知してもらうタイミングがここしかない場合もあるので、届出の必要があることすら知らない事業者もいたり、届出要件のチェックはするけれど、届出要件から外れてると景観に関心がない場合もあるので、どこで周知し、どこでマネジメントするのか、全体像を提示する必要があるのかと思いました。その作戦によるので、どれがいいとか悪いとかありませんが、この段階でこの辺を狙ってやってみるなど、そういったところが分かるいいと思います。

（事務局）

一般的な住宅など、全てにおいて同じレベル感で行うのは、なかなか難しいかと思いますが、ある程度、影響が大きいもの、今回の民間事業の景観審議会に諮る規模など、影響が大きいところをイメージしながら重点的に行う、また、区域も景観重点区域であったり、そういったところを捉えながら、ある程度絞った形で重点的に行っていくというのが1つのやり方であると考えております。

（会長）

その辺も作戦だと思います。例えば、他市区町村さんで、住宅地中心の自治体で、対象要件が大きすぎて、何にも対象にかからないとなってしまうと、しかもその場所の景観を一番左右する小規模の案件だったりするようなまちもあります。

そうすると規模要件だけで、3,000平方メートル以上としても全然景観には関係ない事例もあり、そういう時は、やはり重点区域を使って、そういう場所は小規模でも対象とすることも考慮する必要もあるのかと思います。

やはり、その作戦が、結構重要になってくるので、単純に全体の規模をどこに設定するのかだけではない気がしますので、そのあたりも全体で平塚の景観を俯瞰した時に、どこに力を入れてやっていくべきかを考えながら、要件の対象を設定するといいいのではないかと思います。

重点区域が、そういう意味では、そんなにたくさんあるわけではないので、そういうところをうまく対象にしていくのもあり得るのかと思います。

対象要件を、そろそろ見直さなければいけないと思いますので、良い機会になると思いますので、一回チェックしてみてもいいと思います。

他はいかがでしょうか。

今の**こと**に関連して言いますと、民間だけで54件あって、全部事前協議されていると言われましたが、その中で実際に指導して変わった事例、指導の通り対応し

てくれた件数は、何件ぐらいあるのですか。

（事務局）

いい方向に変わった件数は、小さいものを含めると2、3件位かと思います。

（会長）

指導したけれど、逆に変わらなかった案件が結構あるということですか。

指導・助言した件数は54件。全部何らか指導助言してるということですか。

事前協議書が提出されて、そのままでいいですというのは1件もないということですか。

（事務局）

そうです。ここはこうにしてくださいと指導助言をほぼ全部54件行っています。結果、変わったのが2、3件です。

（会長）

その辺も課題だとは思いますが。指導をきっちり、せっかく行っているのに機能してないとも言えなくもないので、その辺をどうしていくべきかです。軽微だから、まあ一応言うけど仕方がないなという面ももちろんあると思いますが、とにかくその辺がどうなのかとか、実際一番この景観計画で運用されながら、効果を発揮しているのが、この事前協議の部分だと思うので、振り返りした時に、どこができていて、どこができていなかったのかなどの検証も必要ではと思います。

そもそも色と緑については、一番できそうな項目を言っていて、本当はもっと建物の配置から色々言いたいけど、もうこの時点では言えないとなってるから色と緑を指導している場合もあると思うので、やはり、その辺はアドバイザーや審議会にあげて、専門家から言ってもらったほうが良い場合もあると思います。

今日の最初の議題（1）にも絡んでしまいましたが、全体としてこの景観行政そのものの全体像を見た時に、どこに課題があって、どうなっているから、もう少し審議会をうまく使おうとか、アドバイザーをうまく使おうとか、景観行政全体を動かしていこうというのが関連してくると思います。

そのあたりを、振り返っていただきながら、底上げいただいて手続きを進めていただければと思います。

（委員）

気付いた点ですが、野原会長が言われたように、景観計画とは戦略ですよ、そろそろ平塚市さんの何か明確な戦略を立てる時期に来ているのかということと、あと色彩の基準だけから言わせてもらおうと、今、全国の自治体では、ほぼ、変更命令対象の基準と推奨色というのを出しています。より範囲を狭めた推奨色です。ですので、事業者は大体推奨色が基準だと思って対応されているようです。それはもしか

すると色彩基準だけでなく、景観法に伴うその変更命令対象にはならないのだけれど、推奨するような形で明記することによって、少しその誘導というか、戦略的に何か誘導を図れるということもあるのかと思います。色彩基準に関しては、すでにほぼそれで議論になっているというか、そういった印象がありますので、今後の参考にしていいただければと思います。

（会長）

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。よろしいですか。

（委員）

質問です。歴史的な建物とか、そういうものがあった場合に、建物の横に広告物を作るとか、向かい合っている場所の建物に対する景観指導というのは、どういう風にされてますか。

（事務局）

景観重点区域の中の歴史軸という重点区域がありますが、その中で、最近まさにその神社の前に戸建て住宅が2件建つ計画がありまして、やはりそういう場合は周囲の景観に合わせた色彩を、何かその神社で使われている色を少し取り入れてみてくださいという指導は行っています。周囲に調和した色彩となるようにです。

（委員）

基本的には、重点区域になってるからこそ指導助言がやりやすいということですね。

（事務局）

重点区域の色彩については、マンセル値での具体的な基準が、平塚市では設けておりませんので、色彩の考え方、周囲に配慮したという部分で、窓口の方で指導しています。その辺でどこまで事業者の方で考えを合わせていただけるかというところになっています。

（会長）

そういう意味では、正直に言うと、平塚市さんの景観計画の中ではあんまり歴史的要素は強くない。これまでの歴史的経緯も踏まえると、残っているという感じではなく、過去に空襲があったり、いろいろな要因があると思いますが、あまり目に見える資源が掘り起こしにくくて、あまり強調されていません。

ただ、今までやはり議論の中でもそういうのがありましたが、改めてやはり歴史的資源みたいなものをどう捉えるか、景観だけでなく文化行政も合わせてですが、もう一回やってみてもいいのかというのは、少し思います。

ですので、歴史もやはり東海道とか、平塚宿とかが、すごい強い歴史的な軸には

なっていますので、宿場もそういう歴史になっていますが、ただやはり案件そのものがない。あまりないという感じもあるので、でも平塚市全体を見れば、それこそ事業者さんがお持ちの施設の中にある施設はもちろんありますし、色々あると思うので、その辺が、例えばこの景観計画の後ろの方に、景観資源みたいなもので、ナンバー１９あたりから２０いくつぐらいまで、そういう歴史ポイントが書いてありますので、この辺をもう一回、整理して、本当に資源はないのか、先にターゲットにしておかないと、いざ、開発事業が計画された時に、それを守っていくような体制になれないので、早めに目をつけておいて、景観だけでできないことがありますので、景観以外の方策も使って、歴史系を使うとか、最近、国交省さんもエリアリノベーションや先ほどの景観法の改正ありましたが、そういったものも頑張ってやりましょうみたいなところに、すごい寄ってきているといいますか、固有魅力維持向上区域の話でありましたが、そういうのも増えてきているので、その踏まえ方で、もう少しうまく活かせないかとか、そういうものも少し考えてみるかと思っています。単体の建築資源があまりうまく残せたり使えたりしている状況ではないですし、景観重要建造物もありませんので、そのあたりも今後の課題ではないでしょうか。

（事務局）

内部的にはその視点について、今調査をしようとしているところです。

（会長）

全部、景観計画の見直しまでとなると大事になりますが、その辺をそろそろ一回チェックしてみてもいい時期かと思っています。

貴重なご意見ありがとうございます。

ご欠席の町田委員からのご意見はございますでしょうか。

（事務局）

町田委員のコメントをご紹介します。まず、東海道本通りの景観整備は景観が改善されており、引き続き事業が続くことは良いと思います。また、このことが市民にも広く伝わると良いと思いますとのことでした。

もう一件が、景観整備事業や歴史の協議会などの活動が、今回の景観法改正で動きやすくなるのではないかとコメントをいただいております。以上となります。

（会長）

はい、ありがとうございます。他に、何かございますか。よろしいですか。

そうですね、景観まちづくりみたいな取り組みがどうなっているのかというのは、あまり景観審議会でも議論することはないのですが、その辺も少し市全体でそういった活動や、団体みたいなものに関しても少し考えてみてはと思います。

では、この議題（２）は終了させていただきたいと思います。続きまして、議題

(3) です。後ほど、ご視察もあるので、そこでというのかもしれませんが、まず、簡単に、その他事項、湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン整備・管理運営事業完成報告ということで、ご説明をお願いします。

(事務局)

それでは、湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン整備・管理運営事業について、昨年 1 0 月に工事が完了し、「ひらつかシーテラス」としてオープンしましたので御報告いたします。

本事業は、公募設置管理制度 (Park-PFI) を活用し整備、管理運営されている施設で、令和元年から令和 5 年までに 3 回に渡り、景観審議会にて御意見をいただいております。

これまで審議会でもいただいた主な御意見と御意見に対する対応につきまして、写真を変えながらご説明させていただきます。資料 3 の最後のページに、御意見を、まとめたものがございますので併せて御覧ください。

なお、この施設の愛称の「ひらつかシーテラス」ですが、市民から募集した案から決定しております。

また、昨年 1 0 月 3 1 日のオープンから今年の 5 月末までに約 5 0 万人の来場者がございました。

それでは、スクリーンをご覧ください。スライドの下撮影位置図は上が街側、国道側、下が海側となっています。また、写真は撮影位置に対応して右上から A ~ F となっています。

1 つ目のご意見です。「公園の外、街側及び海側からの見え方を検証しておく必要がある」です。御意見に対しての対応ですが、設計にあたり、歩行者、車両通行者の視点を基に、見通しを確保する場所、遮蔽する場所を検証しています。

まず、街側からの見え方です。写真は A と B になります。2 つ目のご意見にもありますが、「駐車場が国道から見たときに、むき出しになる印象を受ける」ですが、国道側に新規にクロマツと低木を植栽し車のガラスが見えないよう配慮されています。

次に、写真 C と D です。ビーチライフプロムナードに続く、メインエントランス付近は、低木を中心にオープンな空間としています。なお、駐車場精算機や建築物、工作物、園路などの舗装の色彩は、風致地区でもあり色彩には特に配慮いたしました。

3 つ目のご意見の「バーベキューレストランの北側の見え方について、海と一体となる風景として留意してほしい」です。写真 E が国道の歩道橋から見たバーベキューレストランです。公園側に開いた設えとしており、レストランの屋根の上から換気設備やダクトを廃し、海への眺望に配慮しています。

写真 F は芝生広場の国道側の新規植栽帯の状況となっています。芝生広場やスポーツフィールドから国道が見えないよう計画されています。

4 つ目のご意見は、「新規植栽は海岸植生にあったものを選定し、既存樹をうまく

活用し移植すると、元々あった景観と違和感なく調和すると思う」ですが、対応としましては、新規植栽は既存樹木の植生を基本に選定しております。なお、高木の移植は、枯れるリスクが高いため新規に植栽し、高木の樹高は一定の背丈があるものとしています。

次に海側からの見え方についてです。写真Gはシーサイドテラスとエントランス棟を砂浜から見た写真です。写真HとI、K、Lは、砂浜から見た既存樹林帯と竹簾垣（たけみすがき）の状況です。写真Jはバーベキューレストランを海側から見た写真です。スポーツフィールドと芝生広場は、ビーチライフプロムナードを介し、砂浜へ続くスロープが整備され、視覚的にも海と一体になったオープンな空間となっています。

次に公園内の施設の状況です。写真1と2は、ビーチライフプロムナードからエントランス棟を、それぞれ東側、西側から見た写真です。

次に、写真3は、エントランス棟の南側から屋上に続く階段です。なお、屋上へはエレベーターが設置されています。写真4、5、6はエントランス棟の屋上からの眺望です。

5つ目のご意見は、「エントランス棟の屋上からの眺望の期待度が低下しないよう配慮する」です。写真4になります。対応としましては、エントランス棟の屋上には、少し視点を高くできる縁台状のベンチを計画し、子供たちも南側の既存樹林越しの海への眺望を楽しむことが出来るように工夫しています。

次にマルシェ棟です。写真7は、ビーチライフプロムナードから見た東側の写真です。右側の写真は、マルシェ棟テナント店の壁面サインです。

サインは面積、色彩についても景観に配慮したものとなっています。

写真8は、エントランス棟の屋上からマルシェ棟を見た写真です。写真9は北側、10は西側の写真です。西側にテーブルとイスが置かれています。

次は、バーベキューレストラン棟です。11、12は、イベントプレイスから見た北側の写真です。写真12は、テナントの壁面サインの状況です。また、奥にパラソルとテーブル、イスが置かれています。写真13は、イベントプレイスから芝生広場を見た写真です。写真14は、スポーツフィールドの写真です。この日は市民によるマルシェが行われていました。15、16はビーチライフプロムナードの写真です。芝生広場とスポーツ広場、ビーチライフプロムナードは、開放的で海と一体になった空間となっています。

次の写真は、園内のサインと管理棟、ベンチの一例です。6つ目の御意見は、「公園整備で質の高い空間を作っても、今後、運営するうえで、例えばソフトクリームの置物や多くの張り紙などが設置されると、空間の質が劣化してしまうので、コントロールできるような配慮が必要である」です。

対応としましては、置物や張り紙については、公園という空間に配慮しながら、運営の中で計画していく旨の回答を得ており、開園から約9カ月経っていますが、今のところ、目立った張り紙や置物などは設置されていません。

なお、サインは、面積、高さ、配置、色彩についても景観に配慮したものと

ており、自動販売機の色彩も配慮されています。左上の写真は、国道に向けたサインで、高さは3メートル以内としています。

7つ目のご意見は、「この施設の東側にある、ひらつかビーチパークや新港などの各施設の連続性や回遊性なども是非考えていていただきたい」です。

こちらの対応としまして、ひらつかシーテラスの整備に合わせて、海岸に沿って続く「浜辺のさんぽ道」を伸ばしたうえ、自転車で走れるよう再整備いたしました。また、ひらつかシーテラスとひらつかタマ三郎漁港（新港）にはシェアサイクルステーションが設置されています。

以上で報告を終わります。

（会長）

はい、ありがとうございました。では、ただいまの報告につきまして、何かご質問等ございましたら頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

長きにわたり色々のご意見をいただいたりしていますので、あとでご覧いただける方はご視察で、ご確認ください。

いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。町田委員からなにかありますでしょうか。

（事務局）

町田委員からは、ビーチパーク等の拡充に、歩行者だけでなく自転車でも行けるようになったのが良いと思いますというご意見をいただきました。以上です。

（会長）

ありがとうございます。

はい、よろしければ現地を見ていただいて、その時に、ご質問等あればご発言いただければと思います。

では、これで議題としては終了ということでよろしいですか。これで議題（3）は以上とさせていただきますと思います。

以上をもちまして、本日の議題は全て終了となりましたので、進行をお戻しいたします。

[審議会閉会 午前11時30分]